

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第19回）

1 開会

【座長】 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会第19回を開会します。

2 議事

【座長】 今日は前回の議論の続きですが、前回出た意見に基づいて事務局の修正した案が配られていますので、最初にその修正箇所をご説明いただいた上で議論に入りたいと思います。

（資料について事務局より説明）

【座長】 ただいまご説明のあった前回のご議論を踏まえた修正について、皆様のご意見を承る方法もあるのですが、それをやっているともすごい時間がかかり、後半の部分についての検討が終わらないおそれも若干感じますので、これについての議論は後に回します。自分の中で少し頭の整理をしていただいて、言いたいことがもしありましたら後へ回していただき、まずは前回、議論をし残した第4章、第5章、第6章、第7章について議論をしていきたいと思えます。

この内容については、前回ご説明がありましたので、いきなり議論に入ってよろしいでしょうか。第4章、15 ページになりますが、「議会と市長との関係」から、お気づきの点がございましたらご発言いただきたいと思えます。

【副座長】 議会基本条例の話は何回も伺っているのですが、その後、進展、あるいはこの議論を踏まえて、今後どういうことを反映したり検討したりとか、何か方向性みたいなものはありますか。

【A委員】 その後、特に進展はないです。逆に、議会基本条例として、自治基本条例の議論が同時並行で進んでいるので、そちらもしっかりと見守る状態になっているのですけれども、それもきちんと反映していこうと議論をしているところです。全体的には、条文をもとにした議論が二回りしてしまっていて、これから前文の検討に入るところに来ています。一回やって、前回やろうとしたら飛んでしまったのですが、今はそのような状況になっています。

【B委員】 補足をさせていただくと、そういう状況ですが、とにかく今、自治基本条例の懇談会のほうは具体的になってきているので、議会基本条例との整合性はしっかりととっていきましょう、お互いが違うものをつくることは避けましょうという議論が、前の議論の中で行われたところです。

【C委員】 今、自治基本条例を見守るような形というお話もありましたけれども、特に議会の会期ということで、自治基本条例の中では通年制という言葉も出ておりました。議会基本条例のほうでは、4回ではなく通年制にするという話も出てきたのでしょうか。

【A委員】 通年制については、議論はしているのですが、具体的に通年制にしたらどうかというところまではまだ行っていないのが現状です。実態として、ほぼ通年制に近いような状態になっているのではないかと、そういう意見もありました。定例会は4回の会期があるのですが、その4回の会期の間にも委員会が定期的にかかっている状況で、ほぼ毎月のように何かしら委員会をやっているというのが実態としてはある。そういう意味では、通年制は敷いていないけれども、それに近いような状態になっている、そんな議論が今、主流を占めていたところではある。

ただ、突発的な何かが起こったときに、すぐ招集しなければいけないことがもし仮にあったときにどうするか、それは1つの大きな課題だろうともなっていましたので、その点については再度検討しなければいけない課題ですが、今すぐ通年制を敷くまでの必要性はないのではないかと、今はそんな状況でとまっているところではある。

【副座長】 通年制の議会をやったところの情報は調べてありますか。具体的なメリット、デメリット、どのような情報があるのか教えてもらいたい。

【A委員】 当然、執行部との関係にもつながってくるのですが、通年制ですからいつでも本会議を開く形が可能かと思うのです。開くための執行部との調整であるとか、そういったところが必要になってきますねという議論は議会の中でやっていました。地方でいうと、議員の人数が少ないので割と小回りがきくというような話は伺っています。会期中に本会議をすぐ開きたい、また、委員会等を開きたいといったときに比較的小回りがきくので、執行部との調整も割とスムーズにしているという話は伺っています。

【副座長】 私は基本的に通年議会には反対です。なぜ反対かと言ったら、常勤になってしまうのです。議員さんは非常勤で、ほかに仕事を持っています。そうすると、常勤の報酬だとか年金の問題だとか、4年間の身分的な保障だとか社会保険だとか、予算の諸々に関わってきます。通年議会制は議員さんの身分と一緒に検討しないと、難しい問題があるのではなかろうかということで、実際に通年議会をやっていた1人1人の議員さんは、どういう待遇で、議会運営ではなく議員活動として、あるいは政治活動として、これをどう分類できるか。通年議会を出すと、ほとんどが議員の身分でやるという話になってきます。そうすると、政治活動はすぐ制限されるのではないかと。議員さんは自由な政治活動をやっているはずですが、したがって、私は通年議会制を入れると、今の法体系から何から抜本的に全部見直さなければいけない内容になるのではなかろうかなという点で、実際やっているところはどうかとお伺いしたのです。

【A委員】 可能な限り調べているところでは、通年制は敷いていても、実態としては今までと同じような4回の定例会でやっているところが多くて、あと、常勤、非常勤という身分的な運用を変えているかということ、そこまであまりされていないという印象がありますね。実態としていつでも会議が開けるか開けないかといったところに主眼を置いて、個々の議員活動だとかそういったものにはあまり制限がかかっていないような運用をされているのがほとんどだと我々は認識しています。

【副座長】 議会基本条例の中には、議員さん自体の評価項目を入れるところもあったのですが、これは実際にスタートして無理だとなってその項目を外しているのが今の方向性です。ですから、そういう議論の中で、議員さんの評価だとかをどういう位置づけの中でやるのか。現実に関今、議員さんの本会議の出席表は年度末に議会報か何かで出ていますね。今は出ていないですか。

【B委員】 昔やっていました。

【副座長】 昔やっていましたね。ああいうのも含めて検討するとか、検討しないとか、そういう議論をされたことはありますか。

【A委員】 具体的な評価ということではなかったですけども、大きな考え方として、議会基本条例そのものが議員個人の活動に制約を加えるだとか、議会活動が縛られるとか、そういったことにはつながらないようにしようという一定の方向性は向いているのかなど。その評価ということについては議論していないですけども、それぞれ活動の分野が違っていたり、年数によって、それこそベテラン議員と新人議員を同じ評価の土俵に乗せたりすることができるのかということも当然、課題になってくるでしょうから、これはなかなか難しい議論になるのかなど。それよりは、議員さんそれぞれが集まった中で、個々の持っているものを出し合っ、政策的なものや政治に対する提言であるとかいったものを少しでも前に進めていこう、そういったところが議会基本条例の中では中心的な議論になっていたかと思います。

【D委員】 議会についてわからない点がありますので教えていただければと思います。全員協議会というのが武蔵野市議会ではかなり特殊な位置づけを持っている気がします。そもそも明文による規定もないのですが、どういった位置づけなのでしょう。

【A委員】 他自治体はどのように運用しているかわからないのですが、例えば常任委員会等で上げられた課題で、これは1つの委員会では議論し切れないう場合、全員で協議する場が必要ではないか。その前段として代表者が集まって協議したほうがいいのか。あとは議会運営であれば議会運営委員会等もありますが、どこで協議をしたほうがいいのか、それぞれ意見を出し合うのです。全員で共通の認識を持たないはずというところに関しては、議長判断で、全員で協議会を持つという運用のされ方を今まではしています。

例えば大きな課題、これから始まる長期計画の策定であるとか、その前段として、さまざまな意見交換を執行部と議会とでやる場面があるのです。それに関しても、これまでは会派と策定委員との協議とかいろいろなケースがあったのですが、全員が集まる場で、執行部と議会とそれぞれ意見交換をしたほうがいいのかというところから、最近では策定委員との議論も、全員協議会という場を使ってやってきているケースもあります。

【D委員】 今のご説明からですと、全員協議会は、本会議とはまた別に市議会議員全員が一堂に会する議会ですよ。それは本会議以外のところでやっているのだから、それが会期の間

に開かれているとするならば、先に会期の間には委員会が開催されているとのご説明もありましたが、実質的には通年制と同じようなことの1つの根拠にもなり得る組織体ではないでしょうか。明文規定はないけれども。

【B委員】 全員協議会には議決がないです。議会としての意思をそこで1つにする、議会が持っている議決というものがなかったので、話し合いで終わってしまう。それが委員会とは違うところの1つです。

もう1つは、私どもは会派制をとっているのですが、会派に属さない議員が出てくる。今2人いるのですが、そういった議員が議論に参加できない場面が出てきてしまうのです。それを担保するのに非常に重要な、先ほどA委員がおっしゃった長期計画だとかそういったものを議論するときに、当然、議会全体の議論が必要になってまいりますので、会派に属していない人も一緒に議論することが、全員協議会を開催する目的としてあるかと考えています。

【D委員】 ということは、本会議の前段階のもので、全員が半・公的な状態で情報を共有する機会だと考えていいのですか。

【B委員】 本会議の場合は、少なくとも議案というものがそこに存在をしていて、それに対して議決を伴います。議決を伴わないようなものが全員協議会に振り分けられているかと考えています。

【D委員】 訴訟が提起された給水契約に関する要綱行政の事案では、全員協議会で確認をとった上で行政が進められきたということが書かれています。全員協議会に関する名文規定がないなかで、どのくらいの市民の意思が担保されているかと疑問に感じました。なぜそこであえて全員協議会がとられたのかとか、そういった素朴な疑問も抱きました。全員協議会の位置づけはある程度理解されたほうがいいのか、それともあえてインフォーマルにすることによるメリットがあるのか、そこを個人的に知りたいと思いました。情報公開という面からは名文で定めるなど明確にしたほうがいい気もいたします。因みに、全員協議会の議事録自体はあるのですか。

【副座長】 議会の議決の場合には、地方自治法でほとんど決まっています。代表的なのが96条で、議決事件一覧と言っている。そのほか、条文ごとに議決しなくてはいけないとかが法律事項で決まっています。そうすると、議決をする必要のない、あるいは法律上、議決と制定していない、それ以外の問題について、議員全員が集まって同じ土俵で協議をする。これが全員協議会の位置づけですけれども、一番の問題は、全員協議会を開いて何を協議するか、具体的には出ていない。

もう1つ大きなものとして、全員協議会の招集権は議長にあるのです。議員全員で協議する場だから首長にはないです。もし全員協議会で議員さんに知らせておいたほうがいいのかという位置づけだと、市長が議長に要請して、議長が了解したら招集する。招集権は議長にある。本会議は基本的には首長、市長にある。

そのほかにもう1つ、行政報告というのがあります。行政報告は、本会議中にやる場合と、

本会議以外にやる場合があります。今課題になっている、あるいはこれから議決の対象になる、紛争の対象になるような内容については、行政報告ということで事前に議員さんに報告して、その報告に対して質問を受けますけれども、これも議決ではない。報告だけということになっている。したがって、全員協議会と報告との区別は今、ほとんどないです。それを議会の中での程度区別するのか。全員協議会の位置づけなりをある程度明確にすれば、方向性が出てくるかということですが、それを踏まえた議論はありますか。

【A委員】 これはあくまでも個人的な意見が含まれてしまうのですが、扱う問題とかを規定してしまうと動きがとれなくなってしまいます。今は何も明文化されていないので、割と自由に議長に進言をして、議長が招集しまして、割と小回りのきいた開催ができています。

先ほど副座長も触れられた行政報告は、例えば本会議でやる、委員会でやる。これは行政から報告されるのですが、最近では、公共施設再編の話が出たときに、これを行政報告すると総務委員会では議論ができない。しかし、公共施設には、学校があり、福祉関係もある。全般にわたっているので、これは全員、もしくは全委員会を対象にしないと議論が進まないのではないかと。そんなところから、これはやはり全員協議会でしっかりと説明を受けて、それぞれの委員会でまた必要な議論をする手法をとったほうがいいのではないかと。委員会であれば正式な場になるのですが、全員を対象にすると、あとは本会議しかなくなるので、そうすると本会議での行政報告にするのか。そうではなくて、もう少しフリーな場でやってもいいのではないかと。全員協議会という場を活用しています。

長期計画ですと、今度は行政ではなく策定委員会との場になりますので、行政報告とかとはまた別の話になってしまいます。そうすると、今度は議会としてどこで受けるのか、本会議は使えないだろうし委員会も使えない。そうすると、全員が集まってやる場は全員協議会しかない形になってしまうので、これも行政から出る行政報告とまた別問題と位置づけて扱わなければいけないのではないかと。

そういった問題それぞれに対応できるのが、全員協議会という割と便利な会議体になっているので、これを規定することを否定はしないのですが、その規定の仕方もよくよく考えて、フリーな立場で開催ができるようなものにしたほうがいいのではないかと、それは議会全体としてもおそらくそういう方向性だと考えています。

【D委員】 会議録は公開されていると聞こえたので、その意味では透明性はある。そして、運用の上では非常に使い勝手がいい。

【B委員】 時の議長によっては、乱用する人も出てくるかもしれませんが、それはわからない。

【A委員】 難点としては、議長が座長になりますので最低でも 25 人の議員がそれぞれ発言をすることになり、どうしてもそれなりの時間になってしまいます。それこそ朝から始まって夜 6 時、7 時ぐらいまでやっても、議員 1 人が発言できるのは大体 5 分、10 分です。そうなってくると、もっと意見を言いたい議員さんにとっては、限られた中でやらざるを得ない。ただ、これが長期計画でいうと、策定委員さんもみんな仕事を抱えている方々なので、長時間拘

束するものもどこまでできるだろうかといった議論があります。安易に開くことがなかなかできない部分があるのです。ただ、非常に小回りのきく会議体であることは間違いありません。そういったメリット、デメリットがあるかと思っています。

【副座長】 昔、私が職員だった時代に、他の団体あるいは学者の人たちが皆さん間違えていて、「武蔵野の基本構想を議決する際には、本会議で策定委員が全部答弁をしているそうですね」と誤解をされました。これは先ほども言いましたけれども、基本構想を例にとると、まず基本構想の策定委員が策定したことに対して、その策定経過なりその趣旨を説明して、議員さんと協議する。これを全員協議会でやっています。それが終わった後、さらに今度は詰めて、議案として本会議にかけて、議員さんがその構想案を議決する。その際は、当然執行部が対応するのであって、それは議決事件としてありますから、議決しないことには団体意思になりません。法律で議会の議決は決まっています。

先ほど言ったように、全員協議会は何かという位置づけが明確でないから一般の市民の方もわからない。これは、先ほども言われたように便利な会議で、市政の問題点等について、事前段階で、いわば議員さんとの協議といいますか、正式ではない協議会をあまり頻繁にやると事前審議になるのではないかと、こういう違法性の問題も出てきます。したがって、ここの位置づけをある程度明確にしないと、住民がわからない中での議論になる。

基本的には、全員協議会も傍聴できるのですが、ほとんど来ないと思います。

【座長】 そんなことないよ。長期計画のときも傍聴人はちゃんといますよ。

【副座長】 情報が住民の方に十分に伝わらない可能性がある中で、住民の方はなかなか出席できない。そういうのも含めて、住民の方に全員協議会の開催あるいは内容をきちんと伝えるという位置づけも明確に検討していただけたらと思います。

【F委員】 執行部側からも、具体的な事例を話したほうがわかりやすいと思います。

文化会館の大規模改修という40億円を前提にした予算案が出ました。その40億円は予算ではなかったのですが、その前提で設計費を計上した。ところが、その中身が、議会としてはなかなか理解していただけないということで、予算は可決されましたが、議会の理解が得られるまで設計等の事業を執行しないこと、そういう附帯決議がついたのです。そうすると、今度その附帯決議にある「議会の理解」をどこで得るのかということになって、やはりそれは全議員の出る全員協議会で説明をし、質問を受けることでやる。実際には議員同士の議論ではなく、あくまでやはり執行部に対する質問、意見であって、執行部はそれに答えるのですが、それで議会全体に理解されたのかどうか、あるいは意思が決定できたのかどうか、非常にあやふやなものなのです。終わってから議長に、説明はこれでよろしいでしょうかという話をしないと、議会の理解が得られたのかどうか、多数決をとるわけではないので、その意味では少し不安定な要素ではあるのです。逆に言うと、そういうことで説明が終わったという形にもなりますので、はっきりはしないですけど、柔軟な対応をしやすい制度になるかと思っています。

【座長】 よろしいでしょうか。これは議論の余地がいろいろあるのですが、もう少し性格を

はっきりと決めていったらどうだというのがここに提案されています。「趣旨・説明」のところにもあえて全員協議会のことが取り上げられていて、下から2つ目「議会内で行われる会議にはさまざまなものがあります。全員協議会は議長が招集するものですが、招集の方法を含め、その位置付けについて現在明文による規定は存在しないため、何らかの位置付けをはっきりと条例上規定することが必要ではないかと考えられます」と言っていて、これをどう決めるかということが課題になっている。なかなか難しい問題だと思います。

もう1つ、行政報告という慣例があります。これも同じように、柔軟にやっているのかもしれませんが、どう使うのかがあまりはっきりしていないものです。かみ合っているところ、全員協議会と連動しているところもありますけど、これを本会議でやるときもあり、一応別の話です。行政報告をどう扱うのかというのも、もう1つの重要なテーマかもしれないですね。「趣旨・説明」のところ行政報告のことは全く出てこないけど、それでいいかというのが私の疑問です。全員協議会についてこれだけ書くのなら、行政報告についても入れてもいいのかもしれない。ちょっと検討していただきたいと思います。

【副座長】 そのとおりですが、もう1つあるのは、行政報告を求める主体に議会も含まれるのかということです。それを議会基本条例の中でも検討するのか。行政報告要求権、請求権みたいなを入れるのか、検討するのか。こういう案もありますね。

【A委員】 議会基本条例でどうなっていたか、今はうろ覚えですけども、たしか議会のほうからも求めることができるみたいなニュアンスで、一方通行ではなく、議会の側で、説明してもらったほうがいいことは積極的に説明を求める、そんな条文になっていたかと思うのです。必ずしなければならないではなくて、求めることができるみたいなニュアンスであったと思うのですけれども、その辺は議論しておりました。

【座長】 大分活発にご議論がありましたが、それ以外に、この章についてはよろしいでしょうか。

それでは「第5章 行政の政策活動の原則」に入りたいと思いますが、こちらはいかがでしょう。ここは、「行政の政策活動の原則」と「職員の責務」の2項目に分かれています。

【C委員】 確認になってしまうかもしれませんが、長期計画の策定のところで「市民、市議会議員及び市職員の多様な参加の機会を確保するものとします」とあるのですが、これはいわゆる武蔵野市方式のことをうたっているのかなと思うのです。長期計画の策定においては、関係団体ヒアリングもやっているというお話だったかと思いますので、「市民、市議会議員及び市職員」以外の団体についても、実態としてやっているのであればつけ加えたほうがいいのかと思いました。

【座長】 「長期計画の策定」の2つ目の表現、「見直しにあたっては、市民、市議会議員及び市職員の多様な参加の機会を確保するものとします」に、個々の市民ではなくて、市民団体もやっているのなら「市民団体」と入れたほうがいいのか、そういうご意見ですね。

【C委員】 はい。

【座長】 意見交換会は、実際はそういう関係団体を集めて意見を聞くのと、個々の市民誰でもいいですよと言って何カ所か地域でやっているのと2種類ですね。「市民団体」と入れても一向に不思議ではない。今までは、個別企業に特に呼びかけてはいないですね。関係団体には、そういうのをやりますと通知を代表者のところへ出しますが、企業に宛てて出したことはないと思います。

【副座長】 それを入れると、市民団体の定義が難しくなる。市民の定義はされているけど、何をもって市民団体というかですね。

【座長】 そういう意味では、「市民、市議会議員及び市職員の多様な参加」と言っているところで読んでいただきますかね。市民にもいろいろ多様な市民があるので。

【副座長】 市民団体は、多分これでクリアできると思う。

【座長】 この懇談会が始まった当初、武蔵野における市民参加の話が随分ありました。長期計画のようなものを策定し、ローリングしていくという1つのシステムのほかに、個別の公共施設の建設、設置等について、地元説明会で意見を聞くとか、少し大型のものになると、例えば武蔵野プレイスについては独自の懇談会のようなものがつくられて、営々と年数をかけて議論をしてきたということがある。武蔵境駅前の都市計画については、また地元の懇談会のようなものをつくって議論してきたとか、最大の問題、清掃センター設置のときは、特別の市民委員会をつくって議論してきたとか、大きなものになると、個別の組織をつくって検討してきた。市民も入っていただくやり方もしますし、そうではなくて公園を設置する程度のときは、地元説明会をして、周りの方に案内をして、関心のある方に集まっていただいて、その方々の意見を聞くということをやってきたのですが、こういうことが保育所問題とか何かで近隣の苦情が出て、反対だという人が出てきて、だんだんだんだん深刻になってきていますよね。

これをうまくやっていかなくてはいけないということは、たしかB委員も非常に強調されて、重要なことだとおっしゃったのですが、ここには長期計画の策定のことだけ書いてある。公共施設の設置という特定の地域の方々に非常に重要な影響のある問題については、そういうふうに諮っていかなくてはいけないと、過去、我がまちはやってきたのです。それを丁寧にやっていくこと自身が非常に重要なことだとしてここに何か書き込みたいなという気が、私はするのです。どこに書き込むのがいいかはちょっとわからないのですが、長期計画があり、その後に出てくる行政手続とは性質が少し違うので、公共施設の立地計画を議論することについて、十分にさまざまな工夫をしてやっていかなくてはいけないということを書けないかと思うのですが、どうでしょう。

【G委員】 説明、意見交換だけではなくて、重要な課題のときには議会も特別委員会が設けられて、そこで議論の1つの場になりますよね。ですので、長期計画とはまたちょっと違うニュアンスの要素が、座長のおっしゃるようになると思います。また、武蔵野はこれまでもいろ

いろなやり方をやってきているという実績も多分にあるので、1つの固定された型というものはないと思います。その中でとにかく取りまとめたという実態がある。その辺をここでどう表現できるものかなというのがちょっとありますね。

【座長】 1つ1つ採用した方式が違っているのですよね。でも、今度は住民投票制度のことまで入れていっているわけで、私としては、住民投票にいきなりいくことが必ずしもいいことではなく、本当を言えば、そこまでいかないで円満に解決していくのが一番いい市政の運営の仕方だと思っているのです。そうすると、強固な反対団体、抵抗団体が生じてしまって、意見調整のしようがない事態になって、投票にかけることについてしまうのをできるだけ避ける努力をしなくてはならない、みんなそう思って運営しているほうがいいので、何かいい書き方がないかと思っているのですが、書こうと思うと難しいんですよ。

【副座長】 この場合には、基本的には長期計画のことを書いています。座長の言っているのは、今度は個別計画をどうするかという話ですね。長期計画だけではなくて個別計画もこの自治基本条例の行政活動の原則の中に入れるのか。長期計画だけで個別計画を読みこなせるかどうか。読みこなせる、理解ができるとなれば、個別計画のほうは特に入れなくてもいいけれども、長期計画だけということではなくて、計画策定過程を基本条例の中でどう規定していくかということだと思います。事務局、何かありますか。

【企画調整課長】 第5章につきましては、武蔵野市が長期計画条例をつくって、長期計画に関して特にやっていることを改めて記載するという趣旨かと思いますので、今のご趣旨でいきますと、「参加と協働」の9ページの「市民参加」の中に、市民参加の対象事項として「重要な計画の策定」というのがございます。長期計画と並列して、個別計画はこちらに入ってくると思われま。

先ほどご意見がありました個別施設といったところも、整理の仕方としましては、③「市民生活に大きな影響を及ぼす事項」の中の1つとして何かしら重要な施設といった記載をするという方法。何をするかというところは、後段で基本的にパブリックコメントと意見交換、それに加えて「事案に応じて最も適切な方法を」という形で整理しておりますので、ここに加えるというのは1つの方法かなと思います。

【座長】 そこに入れるという方法もあるね。

9ページですが、「市民参加」の囲われている中の2つ目の項目①「長期計画、調整計画の策定」、②「重要な計画の策定、重要な条例の制定・改廃」とあり、③に「市民生活に大きな影響を及ぼす事項」という概括的な規定があります。市内の全市民に大きな影響を与えるものではないけれども、その特定の地域の住民にとっては大きな影響を与える、地域が特定されている問題ですよ。よその人から見れば何も関係ないと思っているけど、近隣の人にとっては重大問題、そういうものの中にはあるわけです。保育所に反対というのもそうですし、老人の施設に関して反対というのもありますし、精神障害者に関する施設についても起こります。いろいろ起こるのですが、そういう項目もこういう市民参加でやっておくべき1つのテーマだということを加えていただければ、それでいい気もしますね。それこそ多様なやり方をその都度、

事案に応じて考えなくてはいけないというテーマなので。

【D委員】 確かに市民参加のところで考えるというのはもちろんですが、第5章の「行政の政策活動の原則」ということは、結局、無計画に、無秩序に、要するに破綻してしまうような行政運営を行うのではなくて、計画をもってやっていこうということが主眼となっていると思います。ところで、長期計画の中にも、やはり公共施設のことに関しては組み込まれてはいるということですね。公共施設は個別のことに組み込まれているけれども、その個別のことに関しては、逆に言うと、4年間のローリングとは期間的に全く合わないとかということもあるのでしょうか。だとするならば、長期的な計画も1つその中に組み込まれているけれども、公共の施設といった個別的な要素が高い公共事業に関しても、具体的な計画を立ててやっていくと記述すべきなのか、それとも、それは蛇足になってしまうのかということところが、疑問に思ったところです。

【座長】 個別の施設は、長期計画で決めるというときは、用地がはっきりと決まっていれば、どこに何をこの何年間のうちにつくりますと書けますけれども、通常は、市内の駅勢圏ごとに1つずつぐらい、3カ所ぐらい整備します、吉祥寺と三鷹地区にはできているけど境地区にはないから、今度の計画では境地区のどこかにつくりますとか、何カ所ぐらいつくるかという決め方があるのです。ところが、具体的な建設計画は用地が確保されない限り始まらないのです。用地はあらかじめ買っているのではなくて、それをつくるためにどこかに適地はないかと探して、地主から買うとか、いろいろな方法で取得します。そうすると、用地が取得できたからここにつくらせてくださいという話になる。そのときに初めて住民は、そんなものをうちの近くにつくるのかという話になるのです。土地が決まらない限り始まらない話なのです。ですから、調整計画や何かでみんな決められるかという、そうはいかないという問題があります。立地点が決まってからが紛争の種になる。そういう性質のもので、それをどうしていくかというのが一番難しいところではあります。

【F委員】 私も個別の政策あるいは個別の施設等については、市民参加のこの中で決めていくのが適切ではないかと思っています。理由とすると、長期計画は議員参加を大きく取り上げています。ただ、個別のものについて議員参加はなじまず、議員は議会活動としてその個別の政策に対して批判や提言をする立場であって、個別計画を策定する実行者としては、議員あるいは議会は不適切だと思いますので、そういう問題については、市民参加の中で規定をしておく。長期計画だけは例外的に議員も参加して計画を策定する、そういう手法ではないかと思いますので、今のご提案でよろしいかなと思っています。

【座長】 では、考えてみてください。その他のご意見はないでしょうか。

【副座長】 行政評価の表現ですけれども、これは大きく分けて行政評価は3つになります。市長等は、①持続可能な市政運営、②限られた資源を最大限に活用する、③効率的な方法で行政評価とすると、行政評価というのは何を評価するのですか。持続可能な市政運営に向けて、大きく分けて2つ、限られた資源を最大限に活用、あるいは①と②の2つとも含めたものを評

価するのですか。それを行政評価というのですか。

【企画調整課長】 行政評価に関しては、懇談会の中でもレベル感、政策評価なのか施策評価なのかといったご意見をいただきました。

今、私どもは行政評価、事務事業評価とかをやっておりますけれども、こちらについての根拠規定がありませんので、まずは自治基本条例で大きな根拠を決めるところに意義があるだろう。実際、その根拠に基づいて我々のほうで行政評価の制度について、これから制度設計をしていく必要があると思います。そちらについては細かい話になるので、この条例の中ではそこまでは触れないという整理でこのように記載させていただいています。

【副座長】 それは持続的な市政運営に向けての効率的な評価であって、限られた資源を最大限に活用するというのは、評価項目で何が出てくるのか、ここでちょっと違和感があったのです。限られた資源を最大限活用する、そのための行政評価というのはどういうことですか。持続可能な市政運営に向けて、最も効率的な方法で行政評価を行うだけで済むのではないかという話です。限られた資源を最大限に活用するとすると、また別の評価になるのではないか。別の次元ではないかと。

【総合政策部長】 ここで言っているのは、例えば人的な資源だとか財政的に財源の問題だとかを最大限に活用するというふうに認識していますので、そういったことが評価の対象になるというのはあると思います。でも、中には確かに今、F委員もおっしゃったように、ない場合もあるので、その辺、素案にはこう記載しているのですが、実際の条例になる検討の段階で、この表現についてはよく考えていきたいと思います。

【座長】 では、検討していただきましょう。「職員の責務」はよろしいでしょうか。

【E委員】 職員の責務は3つ挙げられていて、どれも重要だと思います。しかも、市民参加を推進するとすれば、さらに職員さんに関わる部分も多くなって、大変なお仕事だと思います。ほかの自治体の条例を見ると、市長の責務として職員に対してどういう対応をするか。例えば能力開発とか、そういうことを挙げている部分もあります。この条例の素案ではないので、そういうのを入れたらいいということまでは言えないですけども、その辺、例えば職員さんたちはどう考えていらっしゃるのかなというののもちょっとお聞きしてもいいでしょうか。

【企画調整課長】 職員を能力開発するとか育成するとかといったところは、他自治体であるパターンは、6ページの「市長等の責務」という文脈でいろいろ書かれている中に見受けられるのかなと思いますので、そういった中に入ってくるものに関しましては、よろしいかと思います。特に懇談会の中でこの部分が議論されるときにその部分は出てこなかったもので、改めて必要だろうということであるのであれば、こちらのほうかなという感じがいたします。

【E委員】 能力開発とか特に個別なことではないのですけれども、力を発揮できて、働きやすい環境をつくる、そういうのが感じられるものがあってもいいかなというのは、これ全体を

見て初めて気がついたことなので、一言申し上げました。

【座長】 書くとしたら、今の第5章で書くのか、第2章の「市民・議会・市長等の役割」の最後のところに「市長等の責務」がありますね。執行機関、市長あるいは教育委員会などの責務ということになるのですが、ここに書いてある3項目には、業務の監督者として職員をどう育成していくかとか、職場の管理をどうしていくかとか、そういうことについて触れている文章が1つも入っていないので、E委員がおっしゃったようなことが1項目、ここに加わっても当然だという気がしますね。ここはまた考えてみていただけますか。重要な指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。

「職員の責務」のところについて、ほかの方からご意見がなければ、第6章に行きたいと思うのですが、ここは「多様な主体との協力」ということで、3項目が挙がっています。

前回の議論で、ここの中の順番を入れかえたという問題がありまして、それは冒頭でご説明があったところ。国とか東京都との関係が最初に来ていて、その次に友好都市や近隣自治体とかというものの関係が書かれていて、最後に国際社会との交流という国際交流の関係のことが書いてあるという3本立てになっているのですけれども、これでいいかという問題です。

【副座長】 「多様な主体との協力」は、何を言っているかわからないですね。「多様な主体」は何かということがちょっとわかりづらい。全体的にこれを見ますと、3つあります。国・東京都との役割分担、対等な立場での連携・協力。次に、友好都市や近隣自治体との連携。3番目に国際交流。この3つある中で、最初に言った国と東京都との関係が「多様な主体」となるのかということです。国も東京都も多様な主体の位置づけで捉えていいのか。ここの中では、一くりにしているけれども、当然、同じ条文に入らないから、別々にはなるだろうとしても、2番目、3番目の項目と、1番目は性格がちょっと違うのかな。順番を入れかえて、なおさら目立ってきたのですが、国・東京都と、近隣都市・友好都市、国際交流を一律にしていいのか。ちょっと違和感があるのですけれども、いかがでしょうか。この「多様な主体」についての表現を何か考えたほうがいいかなということですね。

【座長】 副座長からは、別の提案はないのですか。「多様な主体」ではなくて、外部団体とか他団体と言ったら困りますか。武蔵野市という地方公共団体ですが、これとそれ以外の団体との関係ということですよ。全部をまとめようとしたら、国も1つの団体ですし。

【副座長】 表現的には「他団体」が一番当たっているだろうけれども、「他団体」をもう少しやわらかい言葉で表現できる何か。実際にはこれは他団体ですよ。国に対しても東京都に対しても独自の法人格を持っているから、武蔵野市から見たら、国も東京都も他団体であることは他団体である。

【座長】 1番目、2番目、3番目と3項目が並んでいるのですけど、1番目が特殊だというのは、1つは国、広域自治体、基礎自治体という垂直関係のこと。縦の関係という表現がいいかどうかわかりませんが、2番目、3番目の友好都市、近隣自治体、それから国際社会というのは、水平的な都市間の横の関係という違いがあるということが1点。2点目、3点目は、別

に法令でそんなことをしろと義務づけられているわけでも何でもない、自主的な関係ですよ。公式、非公式、いろいろあり得る。それに対して、1番目の国と広域自治体、我が市の場合は東京都ですけれども、東京都と武蔵野市というものの関係は、国の法令で厳格にいろいろなことが決まっている。そういう関係なので、ちょっと性質が違うのは確かにそうですけど、これらを一つの章の中に何とまとめるか。条文は違いますよ。条文は変わってくると思いますが、章のタイトルとして何と書けばいいのかというのなら「他団体」としか言いようがないかなという感じです。

【A委員】 言葉が適切かどうかわからないのですが、「他団体」だと、いろんな団体が全て網羅されてしまうような気がします。ここでは関係している団体のことをうたっているのかなと思ったので、例えば「関係諸団体との連携・協力」とか、そういった言葉はどうでしょう。

【座長】 そのほうがいいかな。市の中の関係諸団体もあるんですけど、そうではない関係諸団体だね。内部団体と外部団体ですけど、外部ですね。第1項目は国と広域自治体である東京都と基礎自治体である武蔵野市間の役割分担に関することです。それはそれではっきりしているんですけど、それと他の友好都市や近隣自治体、国際交流とかいうものも1つの章の中にまとめて規定すると、そのタイトルとして何が適切かという問題だということです。

【D委員】 国や東京都と武蔵野市の間で、法定受託事務として事務がおりてくるような関係ではなくて、協力・連携というような、そういった関係性はないのでしょうか。本来ならば国がやるべき、あるいは都道府県がやるべき事務というものが基礎自治体である武蔵野市においてくるというだけの役割分担の関係ではなくて、連携とか協力とかをしていきたいと思いますという動きや実績というものは考えられ得ないのでしょうか。

【座長】 いろいろありますよ。

【副座長】 吉祥寺の都市計画は、都市再開発法ができる前にやって、国と協力したのです。それである程度目途がついて成功して、都市再開発法が施行された。協力や連携はあり得るのです。だから、協力・連携をしたのです。それで吉祥寺の都市計画が成り立って、法律が制定された。十分あるから、やっぱりどうしてもこれは外せないと思います。

【D委員】 だとするならば、これは協力ということだけに特化するのか。それとも、垂直関係のような法定レベルのもの、協力は自分たちの意思でやるのではなくてもう決まっているところまでも入れるのか。国と東京都との関係は、法的には拘束的な規定が存在していて、さらにプラスアルファの性質は加味し得るということになってくると思うのですが。

【副座長】 だから、主体をここで表現するのか、協力とか連携とかという方法をここで表現するのかという話で特化して議論したほうが、いいのではないかな。主体とか対象と議論するから、「他団体」だとか「多様な」とかになってしまうのですが、そうではなくて、方法でやったら、協力だとか連携だとか交流という位置づけで一くりにすると、入るのかな。

【B委員】 副座長のお話を伺っていたら、なるほどと。これは一緒の枠の中に入れること自体にちょっと無理があるかな。

というのは、確かに連携・協力する場合ももちろんあるのですけれども、対決する場合もあるのです。無理な税制を押しつけてこられて、また今度、地方消費税か何かは相当取られてしまうようなところがあって、ひょっとすると議会で、抗議の議決をするという話になってくるようなことも将来的には考えられないこともない。そうすると、自主性、自立性を大切にするがゆえにそういうことがあるわけで、連携・協力を図ります、でも裏側では対決もするものがある。ただ、2番、3番は純粋な交流です。プラスしかないですね。ただ、1番に関しては、プラスもあるけどマイナスもありますので、これは一緒の枠の中でいいのか。よくよく読み、今お話を伺っていたら、ちょっと難しいなと思いました。

【F委員】 確かに、1番と、2番3番は内容が違いまして、1番で事務局なりが強調したいのは、「対等な立場で」という、国と基礎自治体との新しい関係をここでもう一度明確にしたという趣旨ではないかなと思います。「対等な立場」、こういうニュアンスの表現がなくて、ただ「連携」だけだと、ごく当たり前のことになってしまうので、ここを強調したかったのではないかなと思います。

【D委員】 そこに関連して、最初の「用語の定義」の地方自治は市民自治、住民自治と言いかえてもいいと思うのですが、それと地方自治の本旨である二本柱のもう1つとしての団体自治に当たるところだと思います。その団体自治に関しては、自治基本条例ではそれほど重視しない、ただ単なる章の1つの性質だという形でやるのならば構わないと思うのですが、6章のここをもう少し大きく捉えれば、住民自治と団体自治というカラーを両方とも同じようにもって出していくのも1つの手なのかなという気もいたします。

【座長】 そういう議論からいうと、6章を分解するのですかね。国と東京都との関係は別建てにして、この章から外す。そうすると、どうなるか。6章は友好都市や近隣都市との関係、国際交流の関係ということだけにして、7章に「平和」が来るでしょう。もし国と東京都との関係という垂直的な関係について、武蔵野市の基礎自治体としての自主性を確立していく、自治権の拡充を求めていくという精神と、今までの地方分権改革の成果を活用していくということを最後の章か何かにつくりますかね。D委員のお言葉で言えば、武蔵野市の団体自治の拡充に向けての決意みたいなものを最後の章に置くというように別建てにするというのは1つの考えかもしれない。

【D委員】 分権改革の立役者である座長を擁している武蔵野市ですので、そこはもっと大きく捉えてもいいのではないかなという気がします。そして、さらに住民投票の投票対象にあえて限定項目を設けないということにも絡ませれば、仮に東京都なり国なりが行う事務で、自治体である武蔵野市にも関係してくる事業等に関しては、武蔵野市は手を振ってその事務に関する住民投票を行い自治体の意思表示をすることになります。そのような形で、自治体が国との対等な関係を示すことができれば、今後、例えば沖縄などにも勇気を与えられうる武蔵野市の

姿勢を示せるのではないかなどと思ったりもしますが、いかがでしょうか。

【企画調整課長】 「趣旨・説明」の4番目に、ここの項目が入った背景について記載をしています。懇談会の中で、退任された前副市長から、基礎自治体としての国や都の関係については地方自治法の規定があり、自治法に規定があるようなものについてはあまり二度書きしないという原則が全体的にあったかと思いますが、職員の意識の上からも対等であるということが今は欠落している部分が見受けられるので、あえて入れたいといった趣旨でここに入ってきた経緯がございます。武蔵野市としての団体自治をあくまで主張していこう、そういうニュアンスで入ったものではないという経緯ではなかったかと思っております。

【座長】 しかし、国の法令の自主解釈をちゃんとやっていく、ぎりぎりまで法令解釈権を行使して武蔵野がやるということとか、いろいろありますからね。そういうことをまとめて入れる。きょうもF委員がわざわざ発言されたのは、そういう趣旨だと思います。それを別建てにすることにはご異論はないのではないかという気がしますので、ここをちょっと分解して、分けることにしますかね。

【副座長】 それが一番無難です。

【座長】 それでは、そうしましょう。最後の8章で「まとめ」みたいな感じにしましょうか。

【E委員】 今の6章のところでもう1つあるのです。3番目に「日常の友好関係を通じて多文化共生社会の実現と平和的な活動へとつなげていくため、国際社会との交流」というところがあるのですが、これは外に対する国際的な交流の話だと思います。「多文化共生の社会の実現」というのは、世界的な意味での文化とか民族とか宗教の対立のことを言っていらっしゃるのだとしたら、国際交流で統一がとれているのですけれども、最近ですと、多文化共生というと、地域の外国人とかいろいろな文化的な背景を持った人との共生になってしまうので、その2つの話が一緒になっているのか、明確ではないです。そこのところを説明していただけますでしょうか。

【企画調整課長】 外に向けてということと、この地域での多文化共生の両方の意味合いが込められているものと考えております。

【E委員】 もしかしたら、さらに6章を分解するようになってしまうかもしれないのですけれども、国際的なこと、外に向かった国際化と、内なる国際化という地域での多文化共生とを分ける。そうすると、多文化共生がどこに入るかという、今のところないみたいになってしまうのですが、もし国際交流だけを取り上げるとしたら、平和との関連性が強いかなという気もしまして、先週から6章と7章の関係というか、全体の関係が、いまひとつ自分の中でスッキリしなかったのです。今もそれが続いているので、ちょっとお話しいたしました。

【座長】 むしろ7章と6章との関係をつなげるためにというか、それで国際社会との交流及

び連携が6章の最後に来るように持ってきたのです。前回、この順番を変えた1つの理由はそれです。そうすると、7章の平和と連動していく構造になるから、そうしようというふうにしたのですよね。7章の「平和」だけが孤立しているものですから、そういうことにしたらどうかということでした。内なる国際化、外なる国際化というのはよく議論されることで、両面あるのですけど、ここは両方含めているのかな、どうだろう。多文化共生社会というと、両方入った言葉になってしまうのですよね。両方入っていても何もおかしくないかもしれないね。

【副座長】 「と」として2つ入れているから、おかしくないです。「多文化」と「異文化」という表現があるけれども、この場合はどちらがいいか。異文化交流とよく言いますね。

【D委員】 感覚的かもしれませんが、「異文化」だと、そもそも「異」ではない主たるものがあって「異」との関係が強調されている。「異」と表現する中には、どこかを排除・区別するような考え方があがる気がします。「多文化」というと、何が「異」だとは意識されていずに、それ自体がもう「多」の中に含まれている。

【座長】 「異文化」という言葉は、国内にしかほとんど使わないのではないかな。日本の文化というのが何となくありまして、あまりはっきりしませんが、あるとみんな思っています。そこに異文化の人が入ってくる。その人たちとの共存を考えなくてはいけない、どうしてもそういう感覚です。地球全体の話を語るときに「異文化」という言葉を使っていないと思います。どうしても「多種多様な文化」になるのです。そうだろうと思うので、私は「異文化」という言葉はあまり使わないほうが良いように思います。

E委員に「何かすっきりしない」と言われたのが気になりますが、一応ご了解いただいたことにしましょうか。

それでは、第7章の「平和」の部分についてはどうでしょうか。特にご意見がなければ、ご了解いただいたということでもよろしいでしょうか。

それでは、冒頭にご説明のあった前回の部分についてです。修正を入れたということについて、この修正では十分ではないとか、もっと別の修正の方法にしたほうが良いとかいうご意見があったら伺いたいと思います。

まず「前文」からになりましょうか。「前文」は、主としてB委員のご発言から、「市の歴史的な経緯について」と「戦後の市政のあゆみ」という2項目に分けて書いたほうがわかりやすいのではないかとすることで変更した点と、武蔵野市民緑の憲章のことについても、そういうご発言があって、書いたわけですね。

もう1つは、「市と共に市民自治をより一層推進すること」というところの「市と共に」は要らないのではないかとということになったのですね。ここについては特にご意見はないでしょうか。よろしいでしょうか。

【副座長】 表現ですけれども、1ページ目の矢印の4つ目「戦後のインフラ整備にいち早く着手し、比較的成熟の時期が早かった郊外都市」の「比較的」は取っていいのではないか。成熟の時期が早かった郊外都市であることは間違いのないでしょう。特に、三多摩地域のトップを切ったのだから、「比較的」は取ってもらいたい。

【D委員】 「戦後の」と書いてありますけれども、「戦後の市政のあゆみ」に含まれるのですか。それとも「市の歴史的な経緯」の中にこの「戦後のインフラ整備」があるということは、戦前ですか。

【副座長】 これは下水道とか、水道が早かったのです。もちろん戦後です。

【D委員】 だと、これは「戦後の市政のあゆみ」になるのですか。それとも「戦後の市政のあゆみ」の前ですか。

【企画調整課長】 厳密には、どっちにするかといったところはあるのですが、実際の前文でこういう分けをするわけではございません。あくまで読んだ方がわかりやすいようにということですので、実際は、連続的に書かれるのではないかということです。

【座長】 では、ここはいいということで。

第1章については、「地方自治法に根拠があります」というのが、ない、とD委員からご指摘いただいたので削除。憲法に戻りますかという話もありましたが、外すということにしました。これはよろしいですね。

次は、5ページ「第2章 市民・議会・市長等の役割」で、「趣旨・説明」の部分についての修正が入っています。これはC委員から「安心して生活できる環境を自ら守る」ということをどこかに入れていただけないかというご発言があって、最初は「市民の役割」の囲みの中に1つの項目として入れようかと考えたけれども、ちょっと他とのバランスが悪いのではないかということで、この「趣旨・説明」の中に入れるという工夫にしたというご説明でした。

私がここの文章を読んでいて思うのは、修正した文章で「市民は、安心して生活できる環境を自ら守れるように努めるなど」と書いてあるのですが、「守れる」という表現が適切なのか。「市民は、安心して生活できる環境を自ら守るように」ということではないのか。「守れる」ではなく「守るように」ではないかという気がします。単純な日本語の問題ですけど。

【D委員】 さらに申し上げさせていただくと、「市民には、(中略)行動が求められます」なのかかと思いました。

【座長】 最後の「求められます」というのがいいかどうかという問題はあるのですよね。上はみんな「します」になってきています。ここには「求められます」が残ったけど、どういうふうにしますかね。もう1つ下もそうですね。「持続可能なまちづくりに向けて行動することが求められます」と書いてあるけど、期待されるよね。

【企画調整課長】 では、ここもシンプルに「自覚して、行動します」と修正いたしますか。

【副座長】 「求められています」か。

【座長】 誰から求められているか。1人1人に求められているだろうけど、誰から求められているのか。市から求められているのかということですよ。

【D委員】 今のことというよりも、現在のことぐらいに言ったほうが、しっくりくる気がします。「市民は、市政の進め方やあり方を考えるときには、今のことだけでなく」というより、「現在のことだけではなく」とか。

【座長】 「現在」のほうがいいかもしれませんね。

【企画調整課長】 語尾はいかがいたしましょうか。

【C委員】 発言した立場なので。私も、誰かに求められるというイメージよりは「自ら」というイメージで発言をしたので、先ほどのものは「自ら守る」にさせていただきたいですし、「自覚した行動をします」と言い切っていたいただいたほうが、求められてやるという意味合いではないので、私はいいかなと思います。

【座長】 「行動をします」でいいですね。そこはそういうふうに修正してください。

次は、6ページの「議員の役割」です。括弧でくくられている3項目の中の真ん中「市民の一部ではなく」、「一部」をどこにつけるかが変わった。これもB委員からのご発言だったと記憶していますが、よろしいでしょうか。

次は、8ページの「第3章 参加と協働」の「情報共有」の「趣旨・説明」ですね。ここに2カ所修正が入っていますが、これは「議会が設置する会議等の公開等については、議会基本条例において定めます」と明記したということなので、よろしいですね。

次は、9ページの「市民参加」で囲んである中に「市長等が実施する市民参加の方法は、以下のとおりとします」とあって、項目②の文章の「適切な」がどこにかかるのかを誤解のないようにしようということで、「事案に応じて最も適切な方法を取り入れます」と変えたということですが、よろしいですか。それでは、ここについては先ほど出た個別の公共施設のことについて何か工夫していただいて、書き加えていただけるとありがたいと思います。

それから、9ページの「趣旨・説明」の最後にも再び「議会が実施する市民参加の対象事項や方法等については議会基本条例において定めます」と書かれているということで、これもよろしいですね。

次は10ページ、「住民投票」です。

廃置分合の「廃止、設置、分割、合併」をはっきり書いたということと、「発議権は市民にのみ認め」を「市民（有権者）にのみ認め」と括弧書きを入れたということ。

外国人等々についてはどうするかというのは、前回とは違いまして、やってみてから将来考えていきますというのではなくて、自治基本条例に基づく住民投票条例を制定する際に十分検討した上で、これについて入れるか入れないかということを考えますというふうに変えられたということです。よろしいでしょうか。

その次は、11ページの「趣旨・説明」の一部です。真ん中あたりに「住民投票の実施においては、多大なコストがかかるため」の「コスト」が、いろいろな理由のうちの1つでしかあ

りませんという説明に変えられたということですが、ここは今日の議論で副座長からもありましたね。「濫用を防ぐためにも発議にあたっては一定の厳しい要件を設ける必要があります」と書いてあるのですが、「厳しい要件」ということをここに言う必要があるかというご発言がありました。これは私もどうしようかと考えていたのですが、「厳しい要件」の「厳しい」は要らないかもしれないと思います。「一定の要件を設ける必要があります」で。なぜかという、アンダーラインが引いてある文章に続いて最後のところに、「よって、議会の議決を必要とする地方自治法の 1/50 以上の署名よりもさらに厳しい要件とすべきです」と書いてあるので、上のほうでは「一定の要件を設ける必要があります」でいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

そのもう少し下のところで、「コストをかけて実施した結果については」の「コスト」も外す。「コストをかけて」はやめるということになっています。

最後のところで、外国人を投票者に入れるか入れないかという問題ですが、ここは「原則としては公職選挙法の有権者に準じることとします。ただし、外国人を含めるかどうかについては、自治基本条例に基づく住民投票条例の制定の際の議論に委ねることとします」、ここは「委ねる」と、さっきとは違う表現になっているけど、同じ表現でなくてもいいですよ。

【副座長】 今、11 ページの「公職選挙法の有権者に準じることとします」はいいのですが、「原則としては」とあります。その前の 10 ページには「公職選挙法の規定に準じることとします」と言い切っているのです。「原則」はない。表現に「原則」が入るとなると、解釈の余地が出てきちゃうので、「原則」は切ったほうがいい。

【座長】 そうしましょう。「原則として」は取ります。

次は、12 ページです。「検討すべき事項」の③に文章の修正が入りまして、これも同様の趣旨ですけども、「住民投票の投票権者に外国人を含むかどうか。（自治基本条例に基づく住民投票条例を制定する際に検討を行う。）」という括弧書きが入っています。上のほうのここに「原則」がある。この「原則」も要らないかもしれないね。「投票権者」のところに「原則公職選挙法上の有権者と同一とするが」とありますけど、この「原則」も取りましょうか。

【D委員】 「同一とするが」となってしまうと、これは準じているのですか。

【副座長】 表現を合わせたほうがいいです。

【座長】 そこは何か所か関連のところがあるから、ちょっと精査してください。

その後は、「第4章 議会と市長との関係」。これは今日からの部分ですが、特にご意見はなかったということです。

以上でよろしいでしょうか。

【C委員】 9 ページの「事案に応じて最も」で「最も」という言葉を追記していただいたのですが、「最も」というと、何か1つだけやればいいという印象を私は持つってしまうので、事案に応じて適切な方法を柔軟にといった組み合わせもあるかなと思いますので、「最も」とい

う言葉は取っていただきたい。

【座長】 なくてもいいですね。取りましょう。

【D委員】 「第5章 行政の政策活動の原則」で、健全な財政運営であるとか行政評価にも関わってくると思うのですが、個別の計画のところでは思い至りましたのは、聞いた話によりますと、武蔵野市では自分の家とか土地を担保にして年金以上のお金をもらって、そして亡くなったときにはそれを自治体の土地にするという政策がとられていたとか。そういった土地がどう使われているかという情報も、ある程度公開されるのもいいのではないかと思います。というのは、武蔵野市では、給与の問題やお金のことに関してとか、会議のことは公開されているのですけれども、土地の取得状況とかそういったことに関しての情報はどう透明化が図られているのかと考えたからです。あるいは、担保ということになってしまうと、その人の了解がとられなければ個人情報になってしまうので難しいということもあるかとは思いますが、仮に、いずれ市の土地になるかもしれないという情報が分かっていたら、市民としても、今後の市の土地の使用方法についての構想を持つことができるのかもしれませんが。これは、行政の計画的運営の面と情報の共有・公開という観点に関わってくると思いますが、そういったことに関しては、どのように話が進められるべきなのか。それとも自治基本条例でやるべきことではないのかどうか、考えました。

【座長】 市が所有している土地、あるいは市だけではなくて開発公社等々も含めてですけれども、そういうところが所有している土地は全て、4年ごとにつくり変えている地域生活環境指標の中で、市の所有地についての一覧を細かいところまで必ず載せています。都市計画上、道路を広げるときにひっかかってしまう方にはどこかに移っていただかなければいけませんよね。その移っていただく人は、ここを手放すのは仕方がないけど自分はどうしても武蔵野市内に住みたいという方もいらっしゃる。そういう方に提供するために、あらかじめ代替の土地を取得して、こちらでよろしければ移っていただけますという土地も持っています。そういうものは一覧で必ず公表しています。

D委員がおっしゃった担保というのはリバースモーゲージのシステムの話で、福祉公社をつくってやり出したのですが、その方々が自分の土地と家を担保にしてお金を借りているので、市はまだ所有しているわけではありませんから、それまでは一切入っていません。その方が亡くなって、最終的にはその土地が市の所有に変わります。あるいは福祉公社が所有しているのか、所有者の主体はちょっとわかりませんが、それは必ず入っているはず。しかし、リバースモーゲージで担保権が設定されているという段階では全くありません。それはやるべきではないと思います。

【副座長】 福祉公社の話は民間同士の契約になるのです。福祉のサービスと、その福祉を受ける人が福祉公社で契約をします。武蔵野市とサービスを受ける人とは、貸付契約をします。市と福祉公社と利用者とのいわゆる三角関係。これはみんな契約で成り立っていますので、その契約のところを自治基本条例や役所では、基本的には関与できない仕組みになっています。契約中心ですから、情報公開もちょっと難しいかな。

【座長】 でも、市が持っている土地を全部公表したというのは、他の自治体に例のないことですよ。その時点ではね。今は公共施設の管理計画等々を新しくつくれ、そういう情報を整備しろというのがこの項目の中に出ていますが、武蔵野市はとっくの昔からそれをちゃんとやっているのです。

【企画調整課長】 財産調書というところで、市の所有になっているものについては毎年必ず集約して、お出ししています。土地開発公社が持っているものも全て、1つ1つの土地について公表しております。

あと、先ほど座長の言われました市が持っている代替地等にするためというのは、多目的なもの、低利用地、未利用地についても一覧表にしてホームページに公開しております。

【座長】 市が借りている土地はどうしていたかね。例えば、第一小学校は財産調書の中に入っているよね。

【F委員】 借地借家です。

【座長】 地図に落としているときはどうしていたかね。第一小学校の土地は、昔から全部持っていたわけじゃなくて、借地がまじっている。それを地図上、ここは借地、ここは所有地と区分けしていたかね。記憶がちょっと確かではない。

【企画調整課長】 市有地、市が持っているところについては、地域生活環境指標の中で地図化しているのですけれども、借りているところについての色分け等はしていない状況です。

【座長】 そうすると、第一小学校なんかは、校地の全部については市有地として表示されていない、借地の部分については色をつけていないということか。案外あるのですよ、いまだに所有していないで借りているという状態のものが。

【B委員】 「前文」に戻ってしまっただけなんですけど、先ほど、戦後のインフラが「戦後の市政のあゆみ」に入るのではないかと。確かにそういうふうには捉えられなくもないです。私は、市民意見交換会やパブリックコメントがこれから行われて、市民の方々が例えば歴史的なこと、こういう入れたいことがあるとか、また、市政が行ってきたことで入れたいことがあるのではないかと。これは分けたほうがいいんじゃないかというご意見を申し上げたのですけれども、そうすると、「市の歴史的な経緯」ではなくて、ここを「市の歴史的な背景」にしていただくと、さらに市民の方々としてはわかりやすいかなと思いました。

「戦後のインフラ整備」も「着手」という言葉を使うから、市がやっているような感じがあるのですけれども、これは市だけではないですよ。東京都も国もいろいろな整備はしてくれているので、何かもう一ひねりしていただいて、「インフラ整備がいち早く進捗され」みたいな感じになると、市ももちろんやっているのですけれども、そういう歴史的な背景があつて「市政のあゆみ」につながっていくようにしていただけると、市民の方々が意見を出しやすい

かなと思いましたので、ご考慮いただければと思います。

【座長】 それでは、時間がなくなってしまったので、今日の議論はこれで終わりということにさせていただきます。

最後に、今後のスケジュール等についての連絡をお願いいたします。

【企画調整課長】 本日はどうもお疲れさまでございました。今後のお話を1点ご相談させていただきたいと思います。

この骨子案が固まりまして、これから市民の意見をいただくことについて、2月1日に市議会の総務委員会で、先ほどもちょっと話題になりました行政報告をする予定です。今日いただいた変更点につきましては、この後、反映した上で2月1日に何とかお出ししたいと考えておったのですが、内容的に修正に時間がかかりそうなお指摘を幾つかいただきましたので、2月1日につきましては、細かい話ですぐ直せるものについて修正し副市長に諮らせていただいて、その内容で途中経過という形で議会にご報告いたします。一般に公表するのが2月15日になりますので、今日いただいたその他の修正点につきましては、それまでに整理します。もしかすると、委員の皆様にお諮りしている時間がないかもしれませんので、座長にお諮りをさせていただいた上で、最終的には市民意見を反映させる段で委員の皆様の意見も再度反映させるタイミングがあるかと思っておりますので、そのような形で進めさせていただけると大変幸いです。よろしいでしょうか。

そうしましたら、懇談会につきましては、今回で一区切りつきます。2月25日の市民意見交換会の日程、時間等は開催通知で改めてご通知させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。その次の懇談会につきましては、恐らく4月になるかと思っております。また改めて日程調整をさせていただけたらと思います。

以上でございます。

【座長】 2月の市民意見交換会のときに、説明をするのは我々ですか。

【企画調整課長】 事務局で説明いたします。それに対してのご意見なりが出たときに委員の皆様にご回答いただければと思います。全般的な説明は事務局でやらさせていただきます。

【座長】 ありがとうございます。それでは、今日はこれで閉会いたします。

午後9時2分 閉会